

障がい者に関する使用料等の減免について

1 目 的

障がい者及び障がい者を扶養する者の経済的負担の軽減や、障がい者の自立促進を図ることができるよう、公共施設の使用料等を減免するため、規則等の改正を行います。

2 対象となる障がい者

- ①身体障がい者・・・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、
- ②知的障がい者・・・知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所で知的障害者の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所で知的障害児の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者をいう
- ③精神障がい者・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

3 減免内容とその割合

- ①身体障がい者等（介助者を含む）が、一般開放個人使用又は一般開放個人利用をする場合 **10 割減免**
- ②構成員の半数以上が障がい者である団体が使用する場合 **5 割減免**

4 対象となる施設（今回拡大分）別紙

【市長部局が所管する施設】

石狩市公の施設の使用料等減免規則に定める「公の施設」及び

・石狩市緑苑台パークゴルフ場、市民プール、保養センター

【教育委員会部局が所管する施設】

- ・石狩市公民館
- ・石狩市ふれあい研修センター（高岡、北生振、五の沢、生振の各センター）
- ・石狩市美登位創作の家
- ・いしかり砂丘の風資料館 等

5 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日より施行